

災害事例
と
その対策
No.29

フォークリフトの用途外使用、 落下した荷物に直撃される

1. 事業の種類 陸上貨物運送事業
2. 労働者数 25名
3. 被災者 荷役作業員 男性45歳 経験8年
4. 傷病名 頭蓋骨骨折（死亡）
5. 災害発生状況
 - (1) S運輸は、自動車部品メーカーH社の下請会社で、工場内で製品の梱包作業、構内運搬、倉庫内作業を行っている。
 - (2) 被災者Cは、S運輸の荷役作業員で、被災当日、他の荷役作業員AとBの3名で自動車部品の箱詰めから倉庫内はい付けまでの作業を、フォークリフトを使用して行っていた（Aはこの作業の責任者で、フォークリフト運転技能講習修了者である。）
 - (3) 梱包箱の寸法は、縦0.95m、横0.75m、高さ0.77m、重量は製品30個入りで約150kgで、底板はパレット状になっておりフォークの差し込み口がついている。使用したフォークリフトは、最大荷重2t、最大揚高3mのカウンターバランスフォークリフトで、作業開始前点検は責任者Aが実施した。
 - (4) 被災当日、夜勤終了間際に責任者Aがロットナンバー（生産年月日）が1日ずれていることに気づき、梱包箱の表示ラベルを修正することにした。
 - (5) 倉庫内に積付けされていた梱包箱については、一旦、フォークリフトで取卸し、表示ラベルを修正したのち、再度、フォークリフトで積付けしていた。
 - (6) 修正作業の最終段階で、昼勤の作業の中にもロットナンバー（生産年月日）が1日ずれているものがあることに気づき、梱包箱のロットナンバー（生産年月日）を確認することにした〔梱包箱は、ハイの最上段（6段目）に積まれていた。〕
 - (7) 確認作業は、Bがフォークの部分の中央に乗り、被災者Cが床で安全を確認しながら、Aがフォークリフトを運転してフォークをゆっくり上昇させた。
 - (8) フォークを床面から1.6m上昇させた時、フォークの先端が下から3段目の梱包箱の底板に引っ掛かって梱包箱を持ち上げ、フォークの先端が梱包箱から外れると同時に、3段目から上の梱包箱が崩れ落ちた。
 - (9) 最上段の梱包箱は、フォークに乗っていたBの肩をかすめて床上で安全確認を行っていた被災者Cの頭部を直撃した。
6. 災害発生原因
 - (1) フォークリフトのフォークに人を乗せ、昇降を行ったため、フォークリフトの運転者がフォークの先端の位置を確認できず、フォークの先端を梱包箱に引っ掛けたこと。
 - (2) フォークリフトの安全確認を行うべき労働者（被災者）が、フォークの位置をしっかりと確認しなかったため、フォークの先端を梱包箱に引っ掛けたこと。
 - (3) 梱包箱を積み重ねたとき接触する面積が少なく、梱包箱が少しずれただけでもバランスの崩れ易いものであったこと。

7. 災害防止対策

- (1) フォークリフトの主たる用途以外の使用を禁止するとともに、関係労働者に周知・徹底させること。
- (2) 梱包箱の上端及び底板の形状を改良し、接触する面積を拡大し、バランスの崩れにくいものにする。
- (3) 確認作業や誘導作業は、安全な場所で、ポイントを外さず確実に行うこと。

(関係法令)

＝労働安全衛生法＝

- ・ 第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

＝労働安全衛生規則＝

- ・ 第151条の3（作業計画）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。

また、定められた作業計画を関係作業者に周知させなければならない。

- ・ 第151条の4（作業指揮者）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、その作業の指揮者を定め前項の作業計画にもとづき作業の指揮を行わせなければならない。

- ・ 第151条の14（主たる用途以外の使用の制限）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を荷のつり上げ、労働者の昇降等車輛系荷役運搬機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

ただし、労働者に危険をおよぼすおそれのないときはこの限りではない。

＊「危険をおよぼすおそれのないとき」とは、フォークリフトの転倒のおそれがない場合で、パレット等の周囲に十分な高さの手すり若しくはわく等を設け、かつ、パレット等をフォークに固定すること又は労働者に命綱を使用させること等の措置を講じたときをいう。

